

がん診療連携拠点病院等の指定等 について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

①地域がん診療病院への申請

第14回がん診療拠点病院等の指定に関する検討会（以下、検討会）において、6県10医療機関について、地域がん診療病院としての再申請が認められた。今般、各都道府県から、以下の医療機関について、地域がん診療病院への指定推薦があった。

都道府県	病院
青森県	むつ総合病院
滋賀県	公立甲賀病院
香川県	三豊総合病院
鹿児島県	鹿児島県立薩南病院
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構 南九州病院
鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター
鹿児島県	鹿児島県立大島病院

②既指定病院を含む複数病院の統合

以下の医療機関が、令和元年7月1日に統合予定であり、都道府県より、統合計画書の提出があった。

都道府県	医療圏	病院名	
兵庫県	丹波	県立柏原病院	現在、地域がん診療連携拠点病院 (2019年4月1日より1年指定)
兵庫県	丹波	柏原赤十字病院	



都道府県	医療圏	病院名
兵庫県	丹波	兵庫県立丹波医療センター

③都道府県がん診療連携拠点病院の指定

前回の検討会において、以下の医療機関について、都道府県がん診療連携拠点病院の指定については、判断保留となっていた。

検討会における指摘事項に対する回答書等を、群馬県知事から令和元年5月13日付けで厚生労働省健康局長に提出された。

都道府県	病院名
群馬県	群馬大学医学部附属病院

④既指定病院の指定期間の変更

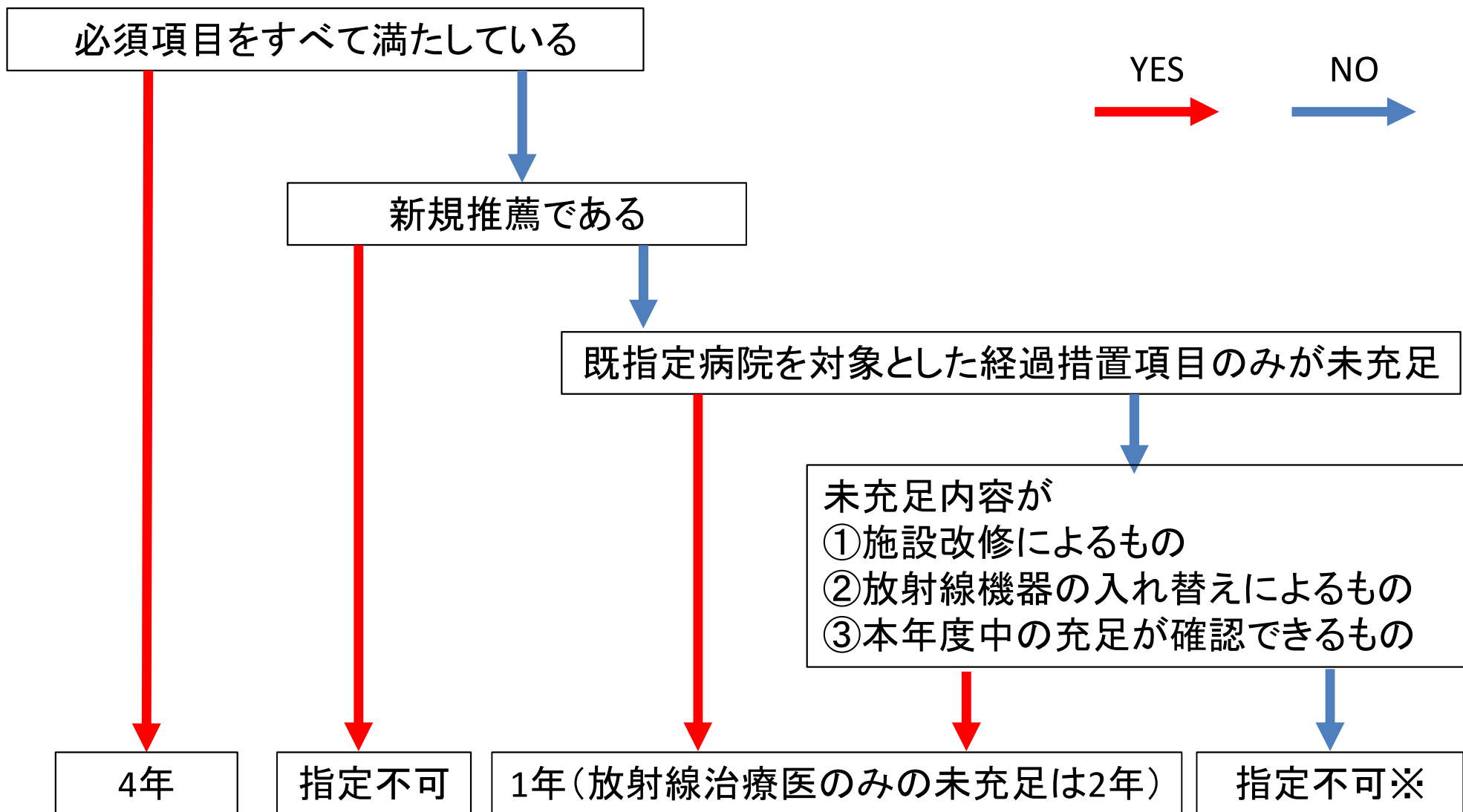
前回の検討会において、以下の医療機関について、地域がん診療連携拠点病院として、4年間の指定が相当と認められたところ。

書面を確認したところ、診療実績に関する要件の一部について、本年度中に充足を見込む要件があったことから、指定期間を4年間から1年間に修正してはどうか。

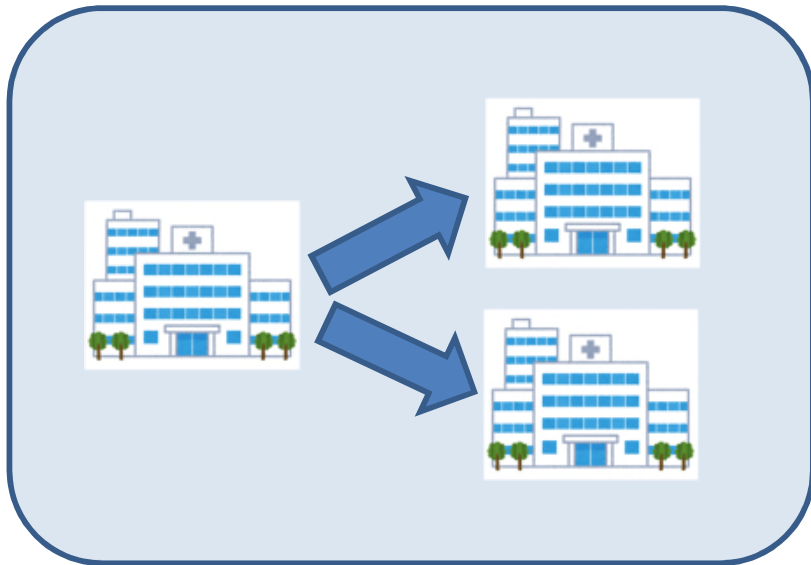
都道府県	病院名
長崎県	長崎みなとメディカルセンター

拠点病院等の選定の方針について

【すべての類型で共通の方針】

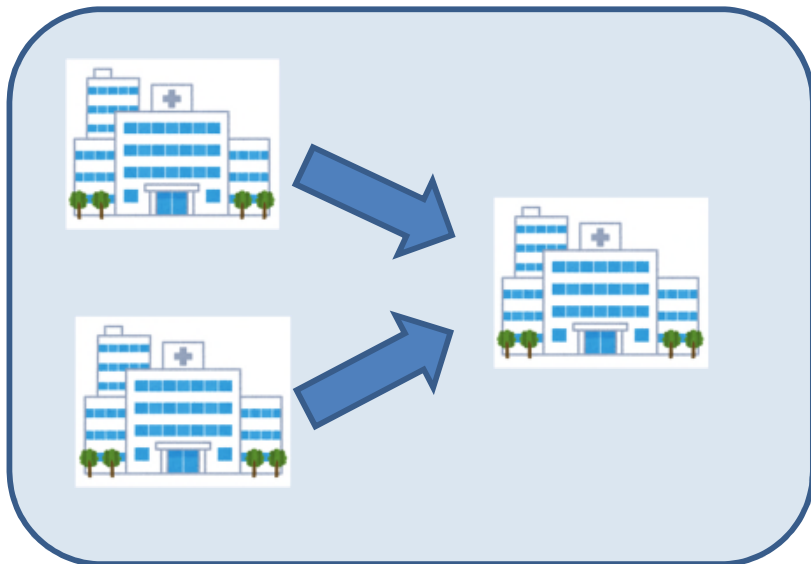


※同一医療圏に複数指定推薦がなされている場合で、いずれの医療機関も診療実績①が未充足のため指定不可となるが、集約化した場合は診療実績②から要件を充足することが可能と思われる場合は、検討会において審議とする。



⑤病院機能が分離される場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 医療圏をまたいで分離する場合は指定の継続は認めない。
- 外来診療のセンター化など附属施設としての分離であれば診療実績は合算して計上することを認める。
- 分院化の場合は診療実績の合算は認めない。



⑥複数の病院を統合する場合

- 既指定の場合は診療体制の変更として都道府県より厚生労働省への届出を求め、指定の検討会で指定の継続について検討する。
- 診療体制を前院から引き継いでいると認められる場合は診療実績については合算を認める。
- 別の医療圏の病院を統合する場合には診療実績の合算は認めない。